

渡瀬典幸県議（自民改革会議 袋井市・周智郡）：6か月以内という条例案が可決された場合、来年の4月までの実施となります。県民の、原発の安全性に関する材料、知識はおそろいになるか？

鈴木望共同代表：まずは努力をするのが一番の前提だと思います。過去の例から考えて、6か月が一番標準的かと考えて、出させていただいたものです。ただし、静岡県という広い県であり、静岡県としては初めての実施でもある。市町との調整を考えると、県の指摘に耳を傾ける必要があると考えています。

渡瀬県議：条例案に10項目の不備があるとの、県からの指摘がありました。不備について、どのようにお考えか？

鈴木代表：まずは、私たちが出した条例案は、理想を重視した面や、県の実態を反映していなかった面がありました。謙虚に耳を傾けるところです。その上で申し上げたいことは、18歳や6か月、その他の執行規定が不備なのかどうか？それなりの理由があって、出したものですので、不備とは考えていません。ただし、県の実態を反映していなかった点、「」が抜けていた点など反省したいと思っています。

1条、2条にこの条例案の目的が書いてあります。そこがポイントで、あとは投票の仕組みの条文という認識で、署名をしていただきました。1条、2条の修正があれば、「説明責任」もありうると思いますが、それ以外の修正は、我々の趣旨と外れていないと考えています。

多家県議：19日の5名の意見陳述は、いずれも反対の姿勢に思えました。再稼働の是非ではなくて原発の反対というイメージを持ちました。原発に反対というコトで、署名を求めたことがあるかどうか。

鈴木代表：19日には意見陳述の場を与えていただき、ありがとうございました。条例案の内容よりも、自分たちの気持ちを訴えようというコトで陳述させていただきました。反対の印象を与えたというコトでありますならば、私たちの思っているコトが十分伝わらなかったと反省しております。

浜岡原発は巨大なリスクを抱えているとともに、メリットもある。そのメリット、デメリットを踏まえて、県民の意思を明らかにさせてほしいというのが、私たちの考えです。陳述では、最後に千石さんが全体をまとめてそのコトをお伝えするはずでした。それが時間が無くなって切られてしまったために、舌足らずで誤解を与えてしまったことは、残念に思っております。

反対の立場でやっているわけではないというコトで、署名活動をやってまいりました。そうじゃない例があると言われれば、そうした例があるかもしれませんが、賛成の人も反対の人も参加をお願いします、というコトを言わせてもらってきたものです。

多家乡議：資格者を18歳以上としたのには、どのような考えがあったのでしょうか？20歳以上が妥当であると考えますが。

鈴木共同代表：大阪、東京の住民投票の条例案では、16歳以上で在日外国人も投票権があるとなっていたと思います。しかし、まずは県民投票の実施を願って、議論をしました。その上で、国民投票法を参考にして、将来のことについて現在の人間が投票するという意味で、なるべく若い人が参加することが大切であるというコトから、18歳以上が妥当であるとししました。

ただし、理想を追いすぎた面もあるのかなあと反省しております。市・町の協力を得ながら実施していただくために、20歳に修正してもらえれば、ありがたいと思います。

多摩県議：条例案について、当局との協議を何日かなさったというコトですが、何時、どこで、誰に対して、どのような内容を相談し、どのような答を受けて、成案をしたのでしょうか？

鈴木代表：3月以来から、提出資料、条文の形式などについて相談をさせて頂きました。窓口が原子力安全対策課と決まっていなかった段階ですので、選挙管理委員会を所管する担当課（※自治行政課）に対応して頂きました。条例案がどこまでキチンとしたものを要求されるのかについては、担当された方々とは、形式的な要件が満たされていればそれで十分という共通認識で、親切に対応して頂いたものと認識しております。そうした記憶はありますが、何時、どういう所の説明を受けたと、そういう記録はありません。ご容赦を頂きたいと思います。

櫻町宏毅県議（民主党・ふじのくに県議団 富士市）：スーパーなどで街頭署名をされたというコトですが、こういう風をお願いするというマニュアルはあったのでしょうか？また、そうした署名活動において、条例案の説明はされたのでしょうか？

鈴木望共同代表：マニュアルはございまして、各地域で色々なマニュアルが独自に作られていましたが、そのの所はキッチリやりました。条例の全文は説明しておりません。必要ならば、すぐ説明ができるようにはなっていましたが、ほとんどの人は、目的を聞いて署名をされる。それから、「どういう効力があるのか？」と聞かれる方はいまして、「尊重する規定がある」と条文を示して説明を致しました。

1条、2条、それから効力の説明を聞いて、署名をされる方が多かったと思います。「あとは仕組みが書いた条文だね」と納得されて署名をされるというのが、実態かと思います。

櫻町県議：地域間のバラつきがあるのが気になります。地域による温度差についてうかがいたい。

鈴木代表：特定の組織にお願いすることなく活動をしましたので、力に限界があったのが理由の一つかと思います。また、時間の制約の中で、広く浸透できなかったという面もあると思います。署名数は、署名期間の最後に急激に伸びてきました。もう少し期間がありましたら、バラつきもなくなってきたのではないかと考えています。

また、小山町や御殿場市などは、東京寄りの所でございます、東京電力管内でもあり、「浜岡はあまり意識しない」と署名された方に言われたこともありました。

櫻町県議：「安全性の確認がされるまでは、再稼動はない」という知事の姿勢をどう考えていますか？

鈴木代表：知事の姿勢は評価しております。ただし、「安全性の確認」という場合の確認は、誰が確認するのか？専門家の確認なのか？そこに若干の疑問がございます。結局、最終的にどこかで決断しなければならないとしたら、県民がメリット、デメリットを踏まえて判断して、前に進んでいかなければならないと思います。

櫻町県議：地方分権一括法の成立によって、県と市町の関係が変化したことは、磐田市長を務められていてご存じだったはずだと思います。それなのに、どうしてこういう条文の内容になったのでしょうか？

鈴木代表：1999年の地方分権一括法の成立につきましては、当時市長を務めておりましたので、十分認識しておりました。その上で、第9条の条文は、訓示的な意味で書かせていただきました。決して命令的な意味合いではなく、地方自治法の事務委託に基づいて行われるという意味でございます。

県からのご指摘は、謙虚に受け止めなければいけないと思っています。ただ、県は市町によって構成されています。広域自治体である県の知事がやる、議会がやると決したコトに、予算の問題や自治体固有の問題があるのならともかく、それが無い市町がやらないというのは、私の首長としての経験からしますと、到底考えられないコトであります。県知事の意味、県議会の意味が重要である、と考えております。

櫻町県議：この条例案は、「浜岡原発の再稼働の是非を問う県民投票」というコトであるはずなのにその1条の条文中に、「中長期的なエネルギー政策に係る住民自治を推進し」と書かれているのは、目的にそぐわないのではないか？その点をうかがいたい。

鈴木代表：例えば投票の結果、再稼働は非となった場合。それを受けて、どのように止めた状態を続けていくのか。そうした問題を、具体的に考えていくコトになります。こうした短期的な問題への対応は、専門家の意見を受けて、議会等が決めるべきであると。私たち県民は、さまざまなメリット・デメリットを考えた上で、是非の意思を決める。「中長期的な」とは、そうした私たちの考えるべき所を、意味しているものです。

櫻町県議：署名を集める際には、条文すべてを確認してもらった上で、署名を集めるべきだったのではないですか？

鈴木代表：街頭で署名をいただく際に、条文すべてを読んでもらうというのは、次の方に待ってもらっている中では、なかなかできなかったという実態を、ご理解いただきたいと思います。

櫻町県議：35市町の内、1つでもできない市町があったとしたら、その投票結果を県民の総意として捉えることができるのか、うかがいたい。

鈴木代表：最初から反対する市町があって、それを強行するには、疑問があると思います。

蓮池章平県議（公明党静岡県議団 沼津市）：なぜ今の時期に6か月なのでしょう？中部電力による安全対策が終わっていない段階で、県民の意見を聞くコトが妥当なんでしょうか？

鈴木望共同代表：安全対策を待ってから、という考えは理解できます。ただ、安全対策は不断に講じていくべきもので、どこかで終わったという判断も、また難しいかと思います。一方で、地震は待ってくれません。そうしますと、どこかで判断を問うという必要はあると思います。安全対策を待つ、というコトが出来ないのが、原子力対策におけるリスクの本質だと思います。

蓮池県議：この条例案は、議会での修正を前提として、出されたのでしょうか？

鈴木代表：この条例案は、議会での修正を前提として作りました。私たちの思いを議会に投げ、実施できるかどうかを県事務当局が検討して具体的条件を出し、県議会で修正して判断していただく。これが、地方自治法第74条が予定している、直接請求の場合の、条例制定のプロセスであると考えております。

鈴木：協力を得られない市町が存在する時に、それを強行するというのは、要件を欠くのではないかと思います。ただ、県と県議会が決めたコトを、その構成団体の1つが反対するというコトが、現実により得るのかと、思います。

佐野愛子（民主党・ふじのくに県議団 藤枝市）：賛成の人も反対の人も、県民投票を行いましようというコトで、署名活動をされたというコトですが、賛成の方はどのくらいおられたのでしょうか？

鈴木望共同代表：賛成の人は確実におりました。その割合は、私の感じでは1割くらいかと思います。

佐野県議：再稼働の時期は政治判断とされているわけですが、その時期をどの程度と見込んでいたのでしょうか？

鈴木代表：時期についてはよくは分かりませんが、当初は、今年の12月に動きが始まるのかなあと思っておりました。防潮堤の完成が伸びましたので、変わったわけですが。

佐野愛子県議：浜岡原発は今は停止しているわけですよね。地震がいつ来るかということは確かに分かりませんが、止まっているわけですから、あえて是非を問うコトもないのでは？

鈴木代表：例えば再稼働をしないとになったら、次なる雇用政策の在り方などにシフトしていくコトができます。逆の場合もまた然り。一番良くないのは、決めていないというコトだと思います。

源馬謙太郎県議（民主党・ふじのくに県議団 浜松市東区）：この条例案は、修正を前提にして提出されたというコトですが、文字は当然として、中身に修正を加えた場合に、請求側の意にそぐわなくなると、お考えになりますか？

鈴木望共同代表：憲法の保障する請求権に基づき、地方自治法の法制度上の仕組みとして、こんなモノを作ってくださいと議会に請求する。そこで御審議がされた結果として、修正がなされる。そういうことだと思います。

人によって色々な感想を持つかもしれませんが、この請求の根幹は、県民が意思表示をしたいというコトなのですから、そこが最優先されるべきだと考えております。県議会で修正案をご審議いただき、ぜひ、成立させていただきたいと思っております。